# 平成29年度 院内体制整備支援事業　概要

## １　目的

平成 29 年度 院内体制整備支援事業（以下「本事業」という。）は、臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制を構築するため、臓器移植法ガイドライン第 4 の 3 に定める脳死下での臓器提供が可能な施設類型に該当する施設（以下「5 類型施設」という。）を対象に、当該施設の状況に応じて、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、院内コーディネーターの設置、院内マニュアルの作成や実際の臓器提供を想定したシミュレーション等を実施することにより、臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができる院内の体制を整備することを目的とする。

## ２　内容

### ２－1　事業概要：

| | プラン A | プラン B | プラン C |
|---|---|---|---|
| 上限金額 | 100 万円 | 70 万円 | 60 万円 |
| 予定施設数 | 10 施設 | 20 施設 | 50 施設 |
| 体制整備状況 | 過去に脳死下臓器提供を行ったことがなく、脳死下臓器提供に備えた院内の体制整備を新規に行う施設 | 脳死下臓器提供に備えた院内体制がある程度構築されており、さらに院内の体制整備を行う施設 | 脳死下臓器提供に備えた院内体制が構築されており、過去に脳死下臓器提供を行ったことがある施設 |
| 事業完了時の目標 | 脳死下臓器提供に備え、院内体制を新たに構築する | 脳死下臓器提供に備えた院内体制を完備する | 脳死下臓器提供の体制を継続して維持するとともに選択肢提示※ができる体制を構築する |

（※選択肢提示＝終末期患者の家族へ臓器提供に関する情報を提供すること）

### ２－２　実施施設：

本事業における実施施設とは、5 類型施設であり、かつ事業の実施について公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）が承認した施設。

### ２－３　助成金の対象となる活動：

実施施設は、プランで決められた必須の事業を実施する。また、自施設の体制整備状況に応じて、一部の活動に偏らないように次の各事業から選択して実施する。

なお、全ての事業において、JOT 又は都道府県コーディネーターから支援を受けることができる。

（１）臓器提供に関する院内体制を構築/継続するための基礎事業
（２）臓器提供に関する院内体制を構築/継続するための研修事業
（３）調査事業

２－４　実施期間：
平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日

２－５　対象経費：
本事業の実施に必要な次の経費：諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金及び雑費

２－６　事業の手順：

| | 書類 | 様式 | 作成者 | 期限（必着） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 事業実施申請書 | 第 1 号様式 | 事業実施を希望する 5 類型施設 | 平成 29 年 5 月 31 日 |
| 2 | 事業計画書 | 第 2 号様式 | | |
| 3 | 体制整備状況報告書 | 第 3 号様式 | | |
| 4 | 助成金交付決定通知書 | 第 4 号様式 | JOT | 平成 29 年 6 月 20 日 |
| 5 | 院内体制整備支援事業実施契約書 | | JOT･実施施設 | |
| 6 | 進捗報告書 | 第 5 号様式 | 実施施設 | 4～10 月分⇒平成 29 年 11 月 30 日 |
| 7 | 事業完了報告書 | 第 6 号様式 | 実施施設 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 8 | 成果報告書 | 第 7 号様式 | | |
| 9 | 承認通知書 | 第 8 号様式 | JOT | 平成 30 年 4 月 10 日 |
| 10 | 請求書 | 見本 | 実施施設 | 平成 30 年 4 月 20 日 |
| 11 | 事業費の交付 | | JOT | 平成 30 年 4 月 27 日 |